

特定非営利活動法人まこと

役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人まこと（以下「法人」という。）定款第19条の規定に基づき、法人役員報酬について必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規定で定める役員とは、法人の理事及び監事とする。

(報酬)

第3条 この法人は、役員は無給とする。

(費用)

第4条 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(適用除外)

第5条 職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改正)

第6条 本規定の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付則

1. この規程は平成25年4月1日から施行する。